

第139期 定時株主総会招集ご通知



新時代も、あなたと。
～「ありがとう」こうぎん90周年～

日 時

令和元年6月25日(火曜日) 午前10時

場 所

高知市堺町2番24号
当行本店5階ホール

目 次

| | |
|-------------------|----|
| 招集ご通知 | 1 |
| 株主総会参考書類 | 5 |
| 第1号議案 ▶ 剰余金処分の件 | |
| 第2号議案 ▶ 取締役9名選任の件 | |
| 第3号議案 ▶ 監査役1名選任の件 | |
| 事業報告 | 15 |
| 計算書類・連結計算書類 | 31 |
| 監査報告書 | 35 |



郷土高知を照らす太陽と、「熱意」の姿勢を赤に、
穏やかにそびえる山々と、「調和」への願いを緑に、
躍る黒潮と、「誠実」の精神を青にたとえて一。

高知銀行のシンボルマークは「ビビッドK」。
右上の赤は地域の皆さまを、
右下の緑は地元企業の皆さまを、
そして、それぞれのニーズを受け止める
高知銀行を左の青で表しています。

株主各位

高知市堺町2番24号
株式会社高知銀行
取締役頭取 森下勝彦

第139期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当行第139期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使について」（2頁）のとおり、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。令和元年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 高知市堺町2番24号 当行本店5階ホール
3. 目的事項

- 報告事項
- 1) 第139期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 - 2) 第139期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款の定めにより、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.kochi-bank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保する体制」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.kochi-bank.co.jp/>）に掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使について

議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

本定時株主総会の議案を「株主総会参考書類」5ページから14ページに記載しておりますので、ご検討のうえ、下記のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の場合

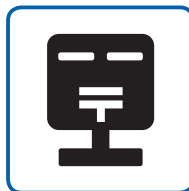


開催日時

令和元年6月25日(火曜日)
午前10時

当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

郵送による議決権行使の場合



行使期限

令和元年6月24日(月曜日)
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

詳細は3頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使の場合



行使期限

令和元年6月24日(月曜日)
午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイトアクセスし、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力いただき、議決権をご行使ください。

詳細は4頁をご参照ください。

機関投資家の
皆さまへ

議決権電子行使プラットフォームがご利用いただけます。

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使についてのお問合せ先

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120(652)031

(受付時間 9:00~21:00)

その他のお問合せ先

三井住友信託銀行
証券代行事務センター

☎ 0120(782)031

(受付時間 9:00~17:00 ※土日休日除く)

【郵送による議決権行使のご案内】

本定時株主総会にご出席されず、郵送による議決権行使をされる場合は、同封の「議決権行使書」に各議案に対する賛否について、下記をご参考にご記入のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。（切手の貼付はご不要です。）

《第1号議案・第3号議案》

賛成される場合 …………… 「賛」の欄に○印

否認される場合 …………… 「否」の欄に○印

《第2号議案》

全員賛成される場合 …………… 「賛」の欄に○印

全員否認される場合 …………… 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認される場合 … 「賛」の欄に○印をご記入のうえ、否認される候補者番号（6頁ご参考）をご記入ください。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

| | | | |
|---|-----------------|-----------------------------|--|
| 議決権行使書 株式会社高知銀行 御中 私は、令和元年6月25日開催の貴行第139期定時株主総会（継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。 令和元年 6 月 日 各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。 株式会社高知銀行 | | 株主番号 議決権行使個数 個 | お願い 1. 株主総会にご出席できない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和元年6月24日午後5時30分までに到着するようご返送ください。 2. 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。 3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。 4. 議決権をインターネットで行使される場合は、下に記載のウェブサイトにて議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、令和元年6月24日午後5時30分までにご投票ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。 |
| 議案 賛否表示欄 | 第1号議案 賛 否 | 第2号議案 (一部の候補者) 賛 否 | 第3号議案 賛 否 |

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切離さずそのまま会場受付にご提出ください。

株式会社高知銀行

【インターネット等による議決権行使のご案内】

本定時株主総会にご出席されず、インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

ウェブ行使



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して上の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- (2) 議決権行使期限は、令和元年6月24日（月曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

以 上

第1号議案 ▶ 剰余金処分の件

当行は、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配当金をお支払いする方針としております。

なお、第1種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただきます。

第139期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は152,409,540円となります。

当行第1種優先株式1株につき金14円83銭2厘といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は111,240,000円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、当行普通株式1株につき金25円、当行第1種優先株式1株につき金24円72銭となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 ▶ 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者につきましては、銀行業務に精通するなど、その知識および経験から銀行の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。

なお、取締役候補者の選任については、独立役員が過半数を占める「指名報酬委員会」において、取締役の選任方針に基づいた適切な指名手続を経ているとともに、取締役会の実効性確保等の観点から各候補者の見識や資質等を慎重に検討し、同委員会より、当行の取締役として適任であるとの提言を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | | 氏名 | | | | 現在の当行における地位 | 取締役会への出席状況 (当事業年度) |
|-------|----|----------|----------|---------|----------|-------------|-------------------------|
| 1 | 再任 | もり 森 | した 下 | かつ 勝 | ひこ 彦 | 取締役頭取 | 12回／17回 (70%) |
| 2 | 再任 | わ 和 | だ 田 | ひろ 廣 | お 男 | 専務取締役 | 17回／17回 (100%) |
| 3 | 再任 | うみ 海 | じ 治 | かつ 勝 | ひこ 彦 | 常務取締役 | 17回／17回 (100%) |
| 4 | 再任 | さんの 三 | みや 宮 | まさ 昌 | こ 子 | 常務取締役 | 女性 17回／17回 (100%) |
| 5 | 再任 | なる 成 | せ 瀬 | | ひろし 洋 | 常務取締役 | 17回／17回 (100%) |
| 6 | 再任 | た 田 | むら 村 | | しのぶ 忍 | 取締役 | 17回／17回 (100%) |
| 7 | 再任 | なが 永 | ひさ 房 | のぶ 展 | こ 子 | 社外取締役 独立役員 | 女性 17回／17回 (100%) |
| 8 | 再任 | べっ 別 | ちやく 役 | とし 壽 | お 夫 | 社外取締役 独立役員 | 13回／13回 (100%) |
| 9 | 新任 | い 井 | おく 奥 | かず 和 | お 男 | — | — |

- (注) 1. 取締役頭取の森下勝彦氏は病気療養のため、当事業年度中に開催された取締役会を5回欠席しております。現在は回復し、取締役頭取としての活動に支障はありません。
2. 別役壽夫氏の取締役会への出席状況については、平成30年6月26日就任後の当事業年度中に開催された取締役会のみを対象としております。

株主総会参考書類

招集ご通知

候補者番号1

もり した かつ ひこ
森下 勝彦

(昭和29年2月5日生)

取締役在任年数

13年(本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数

普通株式 5,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|----------------|----------|---------------|
| 昭和52年4月 | 当行入行 | 平成18年6月 | 当行取締役経営統括部長委嘱 |
| 平成10年4月 | 当行審査部主任審査役 | 平成19年11月 | 当行常務取締役 |
| 平成11年9月 | 当行本店営業部貸付一課長 | 平成20年4月 | 当行専務取締役 |
| 平成13年4月 | 当行本店営業部貸付グループ長 | 平成24年4月 | 当行取締役頭取 |
| 平成14年6月 | 当行今治支店長 | 平成29年6月 | 当行取締役頭取 |
| 平成15年6月 | 当行経営統括部グループ長 | | 監査部・人事部担当(現任) |
| 平成17年6月 | 当行経営統括部長 | | |

取締役候補者の選任理由

森下勝彦氏は、平成24年以来、当行の取締役頭取を7年務めており、経営・業務の改革を実践するなど当行のコーポレートガバナンス向上に大きく貢献しております。また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。

これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者としました。

候補者番号2

わ だ ひろ お
和田 廣男

(昭和33年2月16日生)

取締役在任年数

8年(本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数

普通株式 3,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|--------------|---------|----------------|
| 昭和55年4月 | 当行入行 | 平成23年6月 | 当行取締役経営統括部長委嘱 |
| 平成14年4月 | 当行経営統括部主任業務役 | 平成25年6月 | 当行常務取締役 |
| 平成17年6月 | 当行経営統括部グループ長 | 平成29年4月 | 当行常務取締役営業本部長委嘱 |
| 平成20年4月 | 当行市場金融部グループ長 | 平成29年6月 | 当行専務取締役 |
| 平成21年4月 | 当行経営統括部部付部長 | 平成31年4月 | 当行専務取締役営業本部長委嘱 |
| 平成21年9月 | 当行経営統括部長 | | 営業本部担当(現任) |

取締役候補者の選任理由

和田廣男氏は、市場金融部グループ長、経営統括部長等を歴任する等、豊富な業務経験を有しており、専務取締役就任後も当行のコーポレートガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。

これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者としました。

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類
連結計算書類

監査報告書

候補者番号 3

うみ じ かつ ひこ
海 治 勝 彦

(昭和35年7月24日生)

取締役在任年数

5年(本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数

普通株式 5,035株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|----------------------------|---------|----------------------------|
| 昭和59年4月 | 当行入行 | 平成26年9月 | 当行取締役経営統括部長委嘱 |
| 平成16年4月 | 当行融資統括部主任業務役 | 平成28年4月 | 当行取締役経営統括部長兼コンプライアンス統括部長委嘱 |
| 平成18年1月 | 当行経営統括部主任業務役 | 平成29年4月 | 当行常務取締役 |
| 平成19年4月 | 当行経営統括部グループ長 | 平成31年4月 | 当行常務取締役 |
| 平成23年4月 | 当行東京支店長 | | 経営統括部・総務部担当(現任) |
| 平成25年5月 | 当行経営統括部部付部長 | | |
| 平成26年4月 | 当行コンプライアンス統括部長兼経営統括部部付部長 | | |
| 平成26年6月 | 当行取締役経営統括部長兼コンプライアンス統括部長委嘱 | | |

■ 取締役候補者の選任理由

海治勝彦氏は、融資統括部主任業務役、東京支店長、経営統括部長、コンプライアンス統括部長等を歴任する等、豊富な業務経験を有しており、常務取締役就任後も当行のコーポレートガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。

これらの要素を踏まえ、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者としました。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

招集ご通知

候補者番号4

さんの みや まさ こ
三宮 昌子

(昭和32年5月13日生)

取締役在任年数

4年(本株主総会終結時)

女性

所有する当行の株式の種類および数

普通株式 7,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---------------|---------|---------------------------|
| 昭和51年4月 | 当行入行 | 平成25年5月 | 当行ローン業務部長 |
| 平成15年4月 | 当行横浜ニュータウン支店長 | 平成26年9月 | 当行コンプライアンス統括部長 |
| 平成17年9月 | 当行南国支店長 | 平成27年6月 | 当行取締役監査部長委嘱 |
| 平成18年11月 | 当行事務統括部主任業務役 | 平成29年4月 | 当行取締役事務システム部長委嘱 |
| 平成20年9月 | 当行経営統括部主任業務役 | 平成29年6月 | 当行常務取締役 |
| 平成21年9月 | 当行営業統括部主任業務役 | 平成31年4月 | 当行常務取締役 |
| 平成22年7月 | 当行営業統括部グループ長 | | コンプライアンス統括部・事務システム部担当(現任) |
| 平成24年4月 | 当行ローン業務部グループ長 | | |

取締役候補者の選任理由

三宮昌子氏は、営業店長、ローン業務部長、コンプライアンス統括部長、監査部長、事務システム部長等を歴任する等、豊富な業務経験を有しており、常務取締役就任後も当行のコーポレートガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。また、女性ならではの視点を経営に活かしており、今後も当行が進めていく女性の活躍をはじめとする多様性確保等に対して期待できるものであります。これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者としました。

候補者番号5

なる せ ひろし
成瀬 洋

(昭和34年3月17日生)

取締役在任年数

3年(本株主総会終結時)

男性

所有する当行の株式の種類および数

普通株式 2,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|--------------|---------|-------------------------|
| 昭和56年4月 | 当行入行 | 平成21年9月 | 当行市場金融部グループ長 |
| 平成15年4月 | 当行融資統括部主任業務役 | 平成25年5月 | 当行市場金融部長 |
| 平成17年6月 | 当行福井支店長 | 平成28年6月 | 当行取締役本店営業部長委嘱 |
| 平成19年1月 | 当行帯屋町支店長 | 平成31年4月 | 当行常務取締役 |
| 平成21年4月 | 当行融資統括部グループ長 | | 市場金融部・融資統括部・与信管理部担当(現任) |

取締役候補者の選任理由

成瀬 洋氏は、営業店長、融資統括部グループ長、市場金融部長を歴任する等、融資判断および資産運用に優れた人材であり、常務取締役就任後も当行のコーポレートガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者としました。

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

候補者番号 6

た むら
田 村
しのぶ
忍

(昭和34年4月9日生)

取締役在任年数 2年(本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 2,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|------------|---------|------------------------------|
| 昭和58年4月 | 当行入行 | 平成29年4月 | 当行地域連携ビジネスサポート部長兼営業推進部長 |
| 平成16年6月 | 当行八幡浜支店長 | 平成29年6月 | 当行取締役地域連携ビジネスサポート部長兼営業推進部長委嘱 |
| 平成19年1月 | 当行赤岡支店長 | 平成31年4月 | 当行取締役 |
| 平成21年9月 | 当行総務部グループ長 | | 地域連携ビジネスサポート部長委嘱(現任) |
| 平成24年4月 | 当行徳島支店長 | | |
| 平成26年6月 | 当行融資統括部長 | | |

取締役候補者の選任理由

田村 忍氏は、県内外の主要な営業店長、融資統括部長を歴任しており、融資判断および営業推進等に優れた人材であります。また、取締役就任後も地域連携ビジネスサポート部長として、高知県の「地域アクションプラン」に基づく地場産業の育成やコンサルティング機能の強化に向けた取り組みを行っております。

これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者となりました。

候補者番号 7

なが ふさ のぶ こ
永 房 展 子

(昭和46年1月17日生)

社外取締役在任年数 4年(本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 1,000株

女性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|---------------------|----------|------------------|
| 平成9年4月 | 弁護士登録 あすか協和法律事務所 | 平成26年10月 | 日本証券業協会法務参事(現任) |
| 平成15年4月 | 金融庁監督局(任期付職員) | 平成27年6月 | 当行社外取締役(現任) |
| 平成17年7月 | 集あすか法律事務所弁護士 | 平成28年4月 | 小松綜合法律事務所弁護士 |
| | | 平成28年11月 | 琴平綜合法律事務所弁護士(現任) |

社外取締役候補者の選任理由

永房展子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と知見、ならびに高い法令遵守の精神を有しており、当行の取締役会では、独立した立場から積極的に関与し、社外取締役として業務全般にわたって適切に助言および提言等を行っております。また、女性ならではの視点を経営に活かしており、今後も当行が進めていく女性の活躍をはじめとする多様性確保等に対して期待できるものであります。

これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから社外取締役候補者となりました。

株主総会参考書類

招集ご通知

候補者番号8

べっ ちやく とし お
別 役 壽 夫

(昭和28年7月5日生)

社外取締役在任年数

1年(本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数

普通株式 100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|---------------|---------|-------------|
| 昭和51年4月 | 高知県信用保証協会入協 | 平成21年3月 | 同 退職 |
| 平成6年4月 | 同 業務部保証一課課長補佐 | 平成21年4月 | 同 常勤監事就任 |
| 平成10年4月 | 同 総務部総務課長 | 平成29年3月 | 同 常勤監事退任 |
| 平成13年4月 | 同 総務部副部長 | 平成30年6月 | 当行社外取締役(現任) |
| 平成19年4月 | 同 総務部長 | | |

社外取締役候補者の選任理由

別役壽夫氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる高知県信用保証協会における豊富な経験、ならびに監事に携わった実績、および中小企業診断士として専門的知見を有しており、当行の取締役会では、社外取締役として業務全般にわたって適切に助言および提言等を行っております。

これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから社外取締役候補者となりました。

候補者番号9

※
い おく かず お
井 奥 和 男

(昭和32年8月11日生)

所有する当行の株式の種類および数

普通株式 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|--------------|---------|----------------------|
| 昭和57年4月 | 高知県庁入庁 | 平成28年4月 | 高知県公営企業局長 |
| 平成21年4月 | 高知県総務部政策企画課長 | 平成30年3月 | 高知県庁退職 |
| 平成23年4月 | 高知県総務部副部長 | 平成30年6月 | 公益財団法人高知県文化財団理事長(現任) |
| 平成25年4月 | 高知県地域福祉部長 | | |

社外取締役候補者の選任理由

井奥和男氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、高知県の行政分野における長年の豊富な経験があり、また、現在公益財団法人高知県文化財団理事長の要職にあり、幅広い見識を備えている人物であります。その豊富な経験を活かし、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点からの助言が期待できること、また社会的信用も十分であることから社外取締役候補者となりました。

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印の候補者は、新任の取締役候補者であります。
3. 永房展子、別役壽夫および井奥和男の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 永房展子氏は、婚姻により、戸籍の氏を変更いたしました^{きたがわのぶこ}が、弁護士業務を北川展子（旧氏名）で行っております。
5. 永房展子および別役壽夫の両氏は、当行の定める独立性判断基準および金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として金融商品取引所に届け出ております。両氏が原案どおり選任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、井奥和男氏は、当行の定める独立性判断基準および金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任された場合は、同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当行は、社外取締役候補者 永房展子および別役壽夫の両氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であり、両氏が原案どおり選任された場合は、本契約を継続する予定であります。また、井奥和男氏が原案どおり選任された場合は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項に基づき損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。

株主総会参考書類

招集ご通知

〈ご参考〉独立性判断基準

当行における独立役員の判断基準は、現在及び最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しないこととしております。

- ①当行または当行の子会社において、現在または過去10年間に業務執行取締役又は使用人であった者
- ②当行を主要な取引先（注2）とする者、またはその者が法人である場合はその業務執行者
- ③当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ④当行から役員報酬以外に多額（注3）の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ⑤当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
- ⑥当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑦当行の主要株主（注4）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑧次に掲げる者の二親等以内の近親者
 - ア. 上記①～⑦に該当する者
 - イ. 当行または当行の子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等

（注1）最近とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）主要な取引先とは、直近事業年度の支払額または受取額が売上高（当行の場合は連結経常収益）の2%以上

（注3）多額とは、過去3年間平均で年間1,000万円以上

（注4）主要株主とは、議決権の10%以上を保有する株主

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

第3号議案 ▶ 監査役1名選任の件

監査役のうち岩崎文明氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

候補者につきましては、銀行業務に十分に精通し、その知識および経験を活かした独立的立場から、銀行経営の適切な監査の確保が期待できる者であり、取締役会の監督機能の実効性強化が期待できるため、監査役候補者といいたしました。

なお、監査役候補者の選任については、独立役員が過半数を占める「指名報酬委員会」において、監査役の選任方針に基づいた適切な指名手続を経ているとともに、取締役会の実効性確保等の観点から候補者の見識や資質等を慎重に検討し、同委員会より、当行の監査役として適任であるとの提言を受けております。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

よし だ 吉田
つよし 剛 (昭和34年10月10日生)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 0株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|--------------|---------|--------------|
| 昭和59年4月 | 当行入行 | 平成26年4月 | 当行事務システム部副部長 |
| 平成17年9月 | 当行融資統括部主任業務役 | 平成27年4月 | 当行東京支店長 |
| 平成21年4月 | 当行融資統括部グループ長 | 平成29年4月 | 当行監査部長(現任) |
| 平成24年4月 | 当行新居浜支店長 | | |

■ 監査役候補者の選任理由

吉田 剛氏は、融資統括部において審査・企業支援部門に長年勤務し、融資判断および企業支援等に優れているほか、主要な営業店長、事務システム部副部長など広範な経験を有しております。さらに現在、監査部長として本部、営業店の業務監査、内部統制監査の強化に貢献しており、監査役としての能力、資質が認められること、また社会的信用も十分であることから監査役候補者となりました。

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉田 剛氏は、新任の監査役候補者であります。

以 上

第139期事業報告 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

【当行の主要な事業内容】

当行の本店のほか支店71店舗において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務、信託代理業務、投資信託窓口販売業務、損害保険窓口販売業務、生命保険窓口販売業務、エレクトロニック・バンキングサービス等、地域に密着した営業活動を展開しております。

【金融経済環境】

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の日本経済は、企業収益は高い水準で推移し、設備投資は増加したほか、雇用・所得環境の改善に支えられ、個人消費は持ち直しが続くなど、全体では緩やかに回復しました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、個人消費は一部に弱い動きがみられたものの、全体では底堅く推移し、生産活動は業種によってバラツキはあるものの徐々に持ち直しているほか、雇用・所得環境の改善も継続しており、全体では緩やかに回復しつつあります。

【事業の経過および成果】

こうした経済環境下、当行は全役職員が一致協力して地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質の改善強化に努めた結果、次のような実績となりました。

譲渡性預金を含めた預金等は期中65百万円減少して、期末残高は9,507億円となりました。

一方、貸出金は地域中小企業を中心とする事業資金に積極的に取り組み、期中32億円増加して、期末残高は6,984億円となりました。

また、有価証券は期中101億円減少して、期末残高は3,042億円となりました。

損益面では、経常利益は前期比9億75百万円減少して17億19百万円、当期純利益は同7億47百万円減少して9億円となりました。

【当行が対処すべき課題】

少子高齢化・生産年齢人口の減少に伴い、地域経済の縮小が進行するなど、社会構造が大きく変化するなか、フィンテックの進展を背景にIT企業等の相次ぐ金融サービスへの参入や異次元金融緩和策の長期化の影響を受け、地域金融機関を取り巻く環境は厳しさを増しております。

こうしたなか、当行はお客様の事業や課題に関する情報を収集・分析し、お客様と将来のビジョンを共有して、より精度の高いソリューションを提供し、地域経済の活性化に資する取り組みを継続していくことこそが、地域金融機関にとって最も重要な使命であると考えております。そして、この取り組みによって創造される経済循環を収益機会につなげ、経営基盤を一層強固なものとするこことによって、急速に変化する経営環境に適時適応していく所存であります。

当行は、昭和5年1月に高知無尽株式会社として産声をあげ、昭和、平成の時代を経て、令和2年1月に創業90周年の節目を迎えます。新しい令和の時代も、地域の発展のために地域と協働する「ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク」として、地域になくはない金融インフラとなり、お客様の将来にわたるベスト・パートナーとなれる

よう、役職員一同身をを引き締めて全力で取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、従来にも増して、温かいご支援と変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

事業報告

(2) 財産および損益の状況

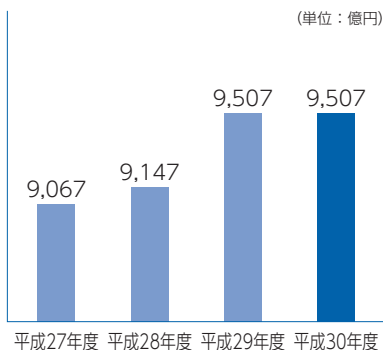
(単位：億円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 預 金 | 9,016 | 9,000 | 9,207 | 9,020 |
| 定期性預金 | 5,720 | 5,430 | 5,097 | 4,833 |
| その他 | 3,295 | 3,570 | 4,109 | 4,186 |
| 貸 出 金 | 6,823 | 6,887 | 6,951 | 6,984 |
| 個人向け | 1,050 | 1,083 | 1,114 | 1,150 |
| 中小企業向け | 3,914 | 4,051 | 4,117 | 4,197 |
| その他 | 1,858 | 1,752 | 1,719 | 1,636 |
| 商品有価証券 | 2 | 4 | — | — |
| 有 価 証 券 | 3,079 | 3,132 | 3,144 | 3,042 |
| 国 債 | 1,036 | 887 | 800 | 522 |
| その他 | 2,043 | 2,245 | 2,343 | 2,519 |
| 総 資 産 | 10,456 | 10,821 | 11,038 | 10,852 |
| 内 国 為 替 取 扱 高 | 33,577 | 31,083 | 31,771 | 33,719 |
| 外 国 為 替 取 扱 高 | 百万ドル 279 | 百万ドル 265 | 百万ドル 235 | 百万ドル 349 |
| 経 常 利 益 | 百万円 3,365 | 百万円 2,883 | 百万円 2,695 | 百万円 1,719 |
| 当 期 純 利 益 | 百万円 2,928 | 百万円 2,113 | 百万円 1,648 | 百万円 900 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 円 銭 268.13 | 円 銭 189.15 | 円 銭 144.49 | 円 銭 70.72 |

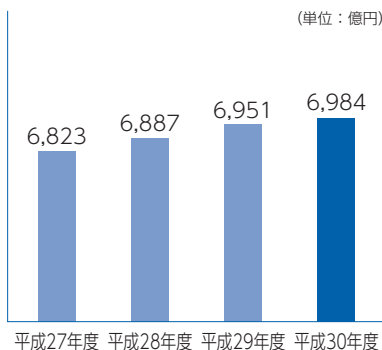
- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成29年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。
- 1株当たり当期純利益は、平成27年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定して算出しております。
3. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度45千株。)

〈ご参考〉 主要な指標の推移

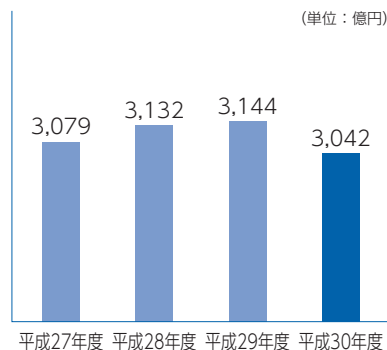
預金等 (譲渡性預金含む)



貸出金



有価証券



(3) 使用人の状況

| | 当年度末 | 前年度末 |
|--------|--------|--------|
| 使用人数 | 864人 | 893人 |
| 平均年齢 | 40才 8月 | 40才 7月 |
| 平均勤続年数 | 17年 9月 | 17年 8月 |
| 平均給与月額 | 370千円 | 372千円 |

| | 当年度末 | | 前年度末 | |
|------|------|-------|------|-------|
| | 本部部門 | 営業店部門 | 本部部門 | 営業店部門 |
| 使用人数 | 240人 | 624人 | 245人 | 648人 |

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇用員および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

事業報告

招集ご通知

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

| | 当 年 度 末 | | 前 年 度 末 | |
|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 店 | うち出張所 | 店 | うち出張所 |
| 高 知 県 | 59 | (0) | 59 | (0) |
| 愛 媛 県 | 6 | (0) | 6 | (0) |
| 徳 島 県 | 3 | (0) | 3 | (0) |
| 香 川 県 | 1 | (0) | 1 | (0) |
| 岡 山 県 | 1 | (0) | 1 | (0) |
| 大 阪 府 | 1 | (0) | 1 | (0) |
| 東 京 都 | 1 | (0) | 1 | (0) |
| 合 計 | 72 | (0) | 72 | (0) |

(注) 県庁支店については、ランチ・イン・ランチ（一つの建物内で2つの店舗が営業を行う）方式を行ったことより、店舗の拠点数としては71拠点となっております。

- 当年度新設営業所
該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり1カ所新設いたしました。

| 設 置 場 所 | 所 在 地 |
|-------------|---------------|
| サニーマート山手出張所 | 高知県高知市山手町78-1 |

平成31年4月8日より店舗外現金自動設備を次のとおり1カ所新設いたしました。

| 設 置 場 所 | 所 在 地 |
|------------------|----------------|
| サニーマートとさのさと御座出張所 | 高知県高知市北御座10-19 |

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

ハ 当年度廃止営業所
該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり1カ所廃止いたしました。

| 設置場所 | 所在地 |
|-----------|-----------------|
| マルナカ赤岡出張所 | 高知県香南市赤岡町1954-1 |

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

| | |
|---------|--------|
| 設備投資の総額 | 751百万円 |
|---------|--------|

(注) 設備投資の総額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

□ 重要な設備の新設等

1. 新設した設備

| 営業所等 | 所在地 | 設備の内容 | 敷地面積 (㎡) | 建物延べ面積 (㎡) | 価額 (百万円) | 完了年月 |
|------|--------------|-------|-------------|---------------|-------------|---------|
| 清水支店 | 高知県 土佐清水市 | 店舗 | 1,288.00 | 357.97 | 195 | 平成30年8月 |
| 清水社宅 | 高知県 土佐清水市 | 社宅 | 644.00 | 456.82 | 141 | 平成30年8月 |

2. 売却した設備

| 営業所等 | 所在地 | 設備の内容 | 敷地面積 (㎡) | 建物延べ面積 (㎡) | 価額 (百万円) | 完了年月 |
|------|------------|-------|-------------|---------------|-------------|---------|
| 佐川社宅 | 高知県 高岡郡 | 社宅 | 466.05 | 165.60 | 20 | 平成31年3月 |

3. 除却した設備

| 営業所等 | 所在地 | 設備の内容 | 床面積 (㎡) | 価額 (百万円) | 除却年月 |
|-------|------------|-------|------------|-------------|---------|
| 研修会館 | 高知県 高知市 | 研修施設 | 913.66 | 11 | 平成30年9月 |
| 片町独身寮 | 高知県 高知市 | 寮 | 352.46 | 6 | 平成30年9月 |

事業報告

(6) 重要な子会社等の状況

イ 子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金又は 受入出資金 | 当行が有する子会 社等の議決権比率 | その他 |
|----------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|----------------|----------------|----------------------|-----|
| 株式会社 高銀ビジネス | 高知市本町 3丁目3番4号 | 現金整理、物品販売、 店舗警備、店舗清掃等 の業務 | 昭和54年 8月22日 | 百万円 10 | % 100 | 子会社 |
| オーシャンリース 株式会社 | 高知市知寄町 1丁目4番30号 YKSちよビル 3F | リース業務 | 昭和49年 10月1日 | 20 | 45 (一) | 子法人 |
| 株式会社 高知カード | 高知市知寄町 1丁目4番30号 YKSちよビル 2F | クレジットカード業務 | 昭和62年 8月18日 | 20 | 42.5 (37.5) | 子法人 |
| こうぎん地域協働 投資事業 有限責任組合 | 高知市はりまや町 1丁目5番28号 | 投資業務 | 平成28年 4月1日 | 600 | — | 子法人 |

- (注) 1. 上記4社が、連結子会社であります。
2. 「当行が有する子会社等の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有の割合（内書き）であります。

□ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀40行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀40行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫260金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合142組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連693（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀40行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。また、セブン銀行、ローソン銀行およびコンビニに設置しているイーネットとは、CAFIS経由方式で現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 四国島内第二地銀協地銀4行（当行、香川銀行、徳島銀行、愛媛銀行）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

事業報告

招集ご通知

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

| 氏名 | 地位 | 担当および重要な兼職の状況 |
|-----------------|------------------|---|
| 森下勝彦 | (代表取締役) 取締役頭取 | 監査部・人事部担当 |
| 和田廣男 | (代表取締役) 専務取締役 | 営業本部・市場金融部担当 営業本部長 |
| 海治勝彦 | 常務取締役 | 経営統括部・総務部・融資統括部・与信管理部担当 |
| 三宮昌子 | 常務取締役 | コンプライアンス統括部・事務システム部担当 事務システム部長 |
| 成瀬洋 | 取締役 | 本店営業部長 |
| 田村忍 | 取締役 | 地域連携ビジネスサポート部長兼営業推進部長 |
| 秋元厚志 | 取締役 (社外役員) | [重要な兼職] 高知県人事委員会 委員長 |
| 永房展子 (旧姓：北川) | 取締役 (社外役員) | [重要な兼職] 弁護士法人 琴平総合法律事務所 弁護士 日本証券業協会 法務参事 |
| 別役壽夫 | 取締役 (社外役員) | |
| 岩崎文明 | 常勤監査役 | |
| 山田浩 | 常勤監査役 (社外役員) | |
| 齊藤照夫 | 監査役 (社外役員) | |
| 府川一 | 監査役 (社外役員) | [重要な兼職] 税理士法人 高知さくら会計 社員税理士 |

- (注) 1. 取締役秋元厚志、永房展子および別役壽夫の3氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 社外取締役永房展子氏は、婚姻により戸籍の氏を変更いたしました。が、弁護士業務を北川展子（旧氏名）で行っております。
3. 監査役山田 浩、齊藤照夫および府川 一の3氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類
連結計算書類

監査報告書

4. 別役壽夫氏は、平成30年6月26日開催の第138期定時株主総会において、取締役新たに選任され、就任いたしました。
5. 取締役別役壽夫氏は、中小企業診断士としての資格を有しており、企業経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役府川 一氏は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 平成31年4月1日付にて、次のとおり取締役の地位および担当の変更がありました。

| 氏名 | 異動前 | 異動後 | 異動年月日 |
|---------|--|------------------------------------|-----------|
| 和田 廣 男 | 専務取締役 営業本部・市場金融部担当 営業本部長 | 専務取締役 営業本部担当 営業本部長 | 平成31年4月1日 |
| 海 治 勝 彦 | 常務取締役 経営統括部・総務部・融資統括部・ 与信管理部担当 | 常務取締役 経営統括部・総務部担当 | 平成31年4月1日 |
| 三 宮 昌 子 | 常務取締役 コンプライアンス統括部・ 事務システム部担当 事務システム部長 | 常務取締役 コンプライアンス統括部・ 事務システム部担当 | 平成31年4月1日 |
| 成 瀬 洋 | 取締役 本店営業部長 | 常務取締役 市場金融部・融資統括部・ 与信管理部担当 | 平成31年4月1日 |
| 田 村 忍 | 取締役 地域連携ビジネスサポート部長 兼営業推進部長 | 取締役 地域連携ビジネスサポート部長 | 平成31年4月1日 |

(ご参考)

当行は執行役員制度を平成31年4月1日より採用しております。執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

(平成31年4月1日現在)

| 氏名 | 地位および担当 |
|---------|-------------|
| 山 本 一 也 | 執行役員 大阪支店長 |
| 松 田 裕 邦 | 執行役員 本店営業部長 |
| 深 見 英 治 | 執行役員 人事部長 |
| 吉 村 卓 浩 | 執行役員 経営統括部長 |

事業報告

招集ご通知

(2) 責任限定契約

| 氏名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|------|--|
| 秋元厚志 | 当行は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。 |
| 永房展子 | |
| 別役壽夫 | |
| 山田浩 | |
| 齊藤照夫 | |
| 府川一 | |

(3) 会社役員に対する報酬等

| 区分 | 人数 | 報酬等 |
|-----|-----|---------------|
| 取締役 | 9人 | 103百万円(11百万円) |
| 監査役 | 4人 | 37百万円 |
| 計 | 13人 | 140百万円(11百万円) |

- (注) 1. 平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会の決議によって定められた報酬限度額は、取締役が年額132百万円(この額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まれておりません。)、監査役が年額54百万円であります。また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会の決議によって定められた株式報酬等の取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬等の限度額は、当初の信託期間は4年間として72百万円であります。なお、株式報酬型ストック・オプションは廃止し、新規に新株予約権の付与は行っておりません。
2. 取締役の「報酬等」には、株式報酬に係る費用計上額11百万円が含まれており、()内書きしております。
3. 取締役の「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人分としての報酬額2名分18百万円は含まれておりません。
4. 「報酬等」には、退任役員の退職慰労金は含まれておりません。
5. 平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、現任の取締役1名に対する支給予定額は7,300千円であります。なお、打ち切り支給の時期につきましては、当該役員退任以降とすることを予定しております。

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類
連結計算書類

監査報告書

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

他の法人等の重要な兼職の状況につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員の状態」に記載のとおりであります。なお、当行と当該他の法人等との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会および監査役会への出席状況 | 取締役会および監査役会における発言その他の活動状況 |
|-------------|-------|-------------------------------------|--|
| 取締役 秋元厚志 | 3年9カ月 | 当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。 | 取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。 |
| 取締役 永房展子 | 3年9カ月 | 当期開催の取締役会17回すべてに出席しております。 | 取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。 |
| 取締役 別役壽夫 | 0年9カ月 | 就任以降開催の取締役会13回すべてに出席しております。 | 取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。 |
| 監査役 山田浩 | 2年9カ月 | 当期開催の取締役会17回および監査役会18回すべてに出席しております。 | 取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。 |
| 監査役 齊藤照夫 | 2年9カ月 | 当期開催の取締役会17回および監査役会18回すべてに出席しております。 | 取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。 |
| 監査役 府川一 | 2年9カ月 | 当期開催の取締役会17回および監査役会18回すべてに出席しております。 | 取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。 |

(注) 取締役別役壽夫氏は、平成30年6月26日開催の第138期定時株主総会において、あらたに選任され就任いたしましたので、平成30年6月26日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しており、開催回数が他の社外役員と異なっております。

事業報告

招集ご通知

(3) 社外役員に対する報酬等

| 区分 | 人数 | 銀行からの報酬等 |
|--------|----|----------|
| 報酬等の合計 | 6人 | 36百万円 |

(4) 社外役員の意見

記載すべき事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項（平成31年3月31日現在）

(1) 株式数

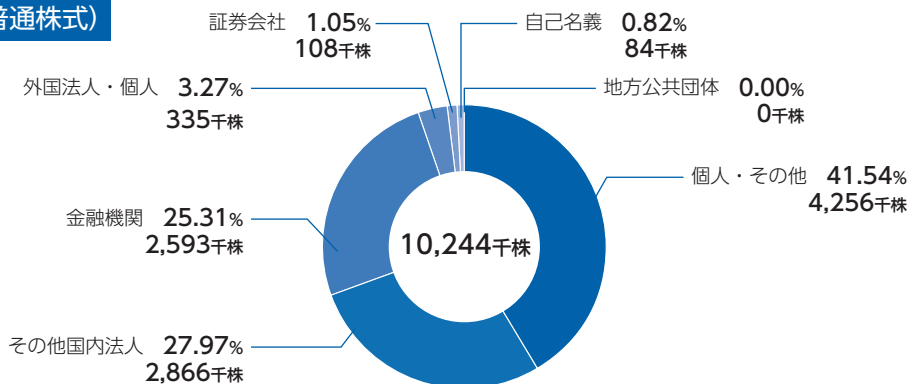
| | |
|-----------------|----------|
| 発行可能株式総数 | |
| 普通株式 | 40,900千株 |
| 第1種優先株式 | 40,900千株 |
| 発行済株式の総数 | |
| 普通株式 | 10,244千株 |
| (自己株式84,164株含む) | |
| 第1種優先株式 | 7,500千株 |

(2) 当年度末株主数

| | |
|-----------|--------|
| 普通株式 | 5,804名 |
| (前期末比1名増) | |
| 第1種優先株式 | 1名 |

株式分布状況（普通株式）

■所有者別分布



- (注) 1. 株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

(3) 大株主

① 普通株式（上位10名）

(年度末現在)

| 株主の氏名または名称 | 当行への出資状況 | |
|----------------------------|----------|---------|
| | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 678 | 6.67 |
| 高知銀行持株会 | 451 | 4.44 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4） | 370 | 3.64 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 296 | 2.91 |
| 四国総合信用株式会社 | 206 | 2.03 |
| 株式会社技研製作所 | 169 | 1.67 |
| 株式会社ヨンキユウ | 167 | 1.64 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） | 139 | 1.36 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 137 | 1.35 |
| 株式会社近森産業 | 107 | 1.06 |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（84,164株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行は業績連動型株式報酬制度を導入しており、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（以下「トラスティ信託口」といいます。）が当行株式45千株を取得しております。
- なお、トラスティ信託口が所有する当行株式については、自己株式に含めておりません。

② 第1種優先株式

(年度末現在)

| 株主の氏名または名称 | 当行への出資状況 | |
|------------|----------|---------|
| | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
| 株式会社整理回収機構 | 7,500 | 100.00 |

- (注) 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(4) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

事業報告

招集ご通知

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

| 氏名または名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|---|--------------|--|
| 有限責任 あずさ 監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 脇田 勝裕 指定有限責任社員 業務執行社員 秋山 範之 | 65百万円 | (報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の前提となる見積りの算出根拠及び会計監査人の職務遂行状況等について確認し検討した結果、本報酬額は適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。 |

- (注) 1. 当行および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 66百万円
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は、締結しておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査の適切性について、監査品質や独立性等から毎年総合的に判断し、必要がある場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

計算書類

第139期末 (平成31年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------------|-----------|-------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 66,211 | 預当座預金 | 902,030 |
| 現金 | 13,658 | 当座預金 | 41,426 |
| 預け金 | 52,553 | 普通預金 | 362,282 |
| 金銭の信託 | 1,069 | 貯蓄定期預金 | 9,391 |
| 有価証券 | 304,272 | 通定期積 | 1,204 |
| 国債 | 52,294 | 地方債 | 476,068 |
| 地方債 | 10,692 | 株式 | 7,294 |
| 社債 | 120,726 | 譲渡性預金 | 4,362 |
| 株 | 17,146 | 一口借入 | 48,670 |
| その他の証券 | 103,412 | 借入金 | 221 |
| 貸出金 | 698,420 | 外国為替 | 55,559 |
| 割引手形 | 6,211 | 未払国債 | 5 |
| 手形 | 26,234 | 未払の他 | 5 |
| 証券 | 571,139 | 未払の払 | 2,335 |
| 当座貸付 | 94,834 | 未前給 | 541 |
| 外国為替 | 1,101 | 融金 | 653 |
| 外国店預け | 478 | 融派 | 354 |
| 取立外国為替 | 623 | 融派 | 1 |
| その他の資産 | 7,743 | 融派 | 179 |
| 前払費用 | 61 | 融派 | 38 |
| 未収取 | 940 | 融派 | 565 |
| 金融派生商品 | 11 | 融派 | 364 |
| その他の資産 | 6,729 | 融派 | 3,180 |
| 有形固定資産 | 16,003 | 融派 | 222 |
| 建物 | 4,564 | 融派 | 22 |
| 土地 | 10,346 | 融派 | 407 |
| リース資産 | 35 | 融派 | 1,706 |
| 建設仮勘定 | 7 | 融派 | 1,699 |
| その他の有形固定資産 | 1,049 | 融派 | 1,016,427 |
| 無形固定資産 | 359 | 融派 | |
| ソフトウェア | 309 | 融派 | |
| ソフトウェア仮勘定 | 7 | 融派 | |
| その他の無形固定資産 | 42 | 融派 | |
| 支払承諾見返 | 1,699 | 融派 | |
| 貸倒引当金 | △11,667 | 融派 | |
| 資産の部合計 | 1,085,214 | 融派 | |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資本 | 19,544 |
| | | 剰余金 | 16,702 |
| | | 利益剰余金 | 11,751 |
| | | 利益剰余金 | 4,951 |
| | | 利益剰余金 | 23,277 |
| | | 利益剰余金 | 924 |
| | | 利益剰余金 | 22,352 |
| | | 利益剰余金 | 237 |
| | | 利益剰余金 | 22,114 |
| | | 利益剰余金 | △188 |
| | | 利益剰余金 | 59,334 |
| | | 利益剰余金 | 5,847 |
| | | 利益剰余金 | 3,566 |
| | | 利益剰余金 | 9,413 |
| | | 利益剰余金 | 38 |
| | | 利益剰余金 | 68,786 |
| | | 負債及び純資産の部合計 | 1,085,214 |

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

第139期 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 金額 |
|------|--------|--------|
| 経常収入 | 13,985 | 17,311 |
| 経常支出 | 10,333 | |
| 経常利益 | 3,595 | |
| 経常利益 | 0 | |
| 経常利益 | 40 | |
| 経常利益 | 14 | |
| 経常利益 | 1,775 | |
| 経常利益 | 615 | |
| 経常利益 | 1,159 | |
| 経常利益 | 612 | |
| 経常利益 | 4 | |
| 経常利益 | 581 | |
| 経常利益 | 8 | |
| 経常利益 | 4 | |
| 経常利益 | 14 | |
| 経常利益 | 937 | |
| 経常利益 | 63 | |
| 経常利益 | 629 | |
| 経常利益 | 47 | |
| 経常利益 | 196 | |
| 経常利益 | 477 | 15,591 |
| 経常利益 | 460 | |
| 経常利益 | 7 | |
| 経常利益 | 4 | |
| 経常利益 | 1 | |
| 経常利益 | 1 | |
| 経常利益 | 0 | |
| 経常利益 | 1,635 | |
| 経常利益 | 108 | |
| 経常利益 | 1,527 | |
| 経常利益 | 436 | |
| 経常利益 | 404 | |
| 経常利益 | 0 | |
| 経常利益 | 16 | |
| 経常利益 | 13 | |
| 経常利益 | 11,741 | |
| 経常利益 | 1,300 | |
| 経常利益 | 616 | |
| 経常利益 | 446 | |
| 経常利益 | 117 | |
| 経常利益 | 119 | |
| 経常利益 | | 1,719 |
| 経常利益 | | 245 |
| 経常利益 | 44 | |
| 経常利益 | 200 | |
| 経常利益 | | 1,474 |
| 経常利益 | 702 | |
| 経常利益 | △128 | |
| 経常利益 | | 573 |
| 経常利益 | | 900 |

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

連結計算書類

第139期末 (平成31年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----------|-----------------------------|-----------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 現 金 預 け 金 | 66,696 | 預 金 | 900,902 |
| 金 銭 の 信 託 | 1,069 | 譲 渡 性 預 金 | 48,670 |
| 有 価 証 券 | 304,416 | コールマネー及び売渡手形 | 221 |
| 貸 出 金 | 695,794 | 借 用 金 | 60,117 |
| 外 国 為 替 | 1,101 | 外 国 為 替 | 5 |
| リース債権及びリース投資資産 | 6,858 | そ の 他 負 債 | 4,745 |
| そ の 他 資 産 | 14,023 | 賞 与 引 当 金 | 372 |
| 有 形 固 定 資 産 | 16,112 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 3,215 |
| 建 物 | 4,567 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 222 |
| 土 地 | 10,356 | 株 式 報 酬 引 当 金 | 22 |
| 建 設 仮 勘 定 | 7 | 繰 延 税 金 負 債 | 514 |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 1,182 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 1,706 |
| 無 形 固 定 資 産 | 374 | 負 の の れ ん | 102 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 323 | 支 払 承 諾 | 1,699 |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 7 | 負 債 の 部 合 計 | 1,022,519 |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 44 | (純 資 産 の 部) | |
| 繰 延 税 金 資 産 | 3 | 資 本 金 | 19,544 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 1,699 | 資 本 剰 余 金 | 16,702 |
| 貸 倒 引 当 金 | △11,978 | 利 益 剰 余 金 | 25,151 |
| 資 産 の 部 合 計 | 1,096,172 | 自 己 株 式 | △188 |
| | | 【株 主 資 本 合 計】 | 61,209 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 5,914 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 3,566 |
| | | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △13 |
| | | 【そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計】 | 9,466 |
| | | 新 株 予 約 権 | 38 |
| | | 非 支 配 株 主 持 分 | 2,938 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 73,653 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 1,096,172 |

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

第139期 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------|--------|--------|
| 経 常 収 益 | | 23,185 |
| 資金運用収益 | 14,021 | |
| 貸 出 金 利 息 | 10,345 | |
| 有価証券利息配当金 | 3,620 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 0 | |
| 預 け 金 利 息 | 40 | |
| その他の受入利息 | 14 | |
| 役務取引等収益 | 2,064 | |
| その他業務収益 | 6,110 | |
| その他経常収益 | 987 | |
| 償却債権取立益 | 64 | |
| その他の経常収益 | 923 | |
| 経 常 費 用 | | 21,282 |
| 資金調達費用 | 507 | |
| 預 金 利 息 | 460 | |
| 譲 渡 性 預 金 利 息 | 7 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 4 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 1 | |
| 借 用 金 利 息 | 32 | |
| 役務取引等費用 | 1,819 | |
| その他業務費用 | 5,477 | |
| 営業経費 | 12,032 | |
| その他経常費用 | 1,445 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 769 | |
| その他の経常費用 | 676 | |
| 経 常 利 益 | | 1,903 |
| 特 別 損 失 | | 245 |
| 固定資産処分損失 | 44 | |
| 減 損 損 失 | 200 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 1,658 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 795 | |
| 法人税等調整額 | △133 | |
| 法人税等合計 | | 662 |
| 当期純利益 | | 996 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 31 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 964 |

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年5月17日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 範 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高知銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年5月17日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇田 勝裕 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高知銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月20日

株式会社高知銀行 監査役会

常勤監査役 岩 崎 文 明 ㊟

常勤監査役 山 田 浩 ㊟

監 査 役 齊 藤 照 夫 ㊟

監 査 役 府 川 一 ㊟

(注) 監査役山田浩、監査役齊藤照夫及び監査役府川一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

〈ご参考〉コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方、運営方針を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定めております。

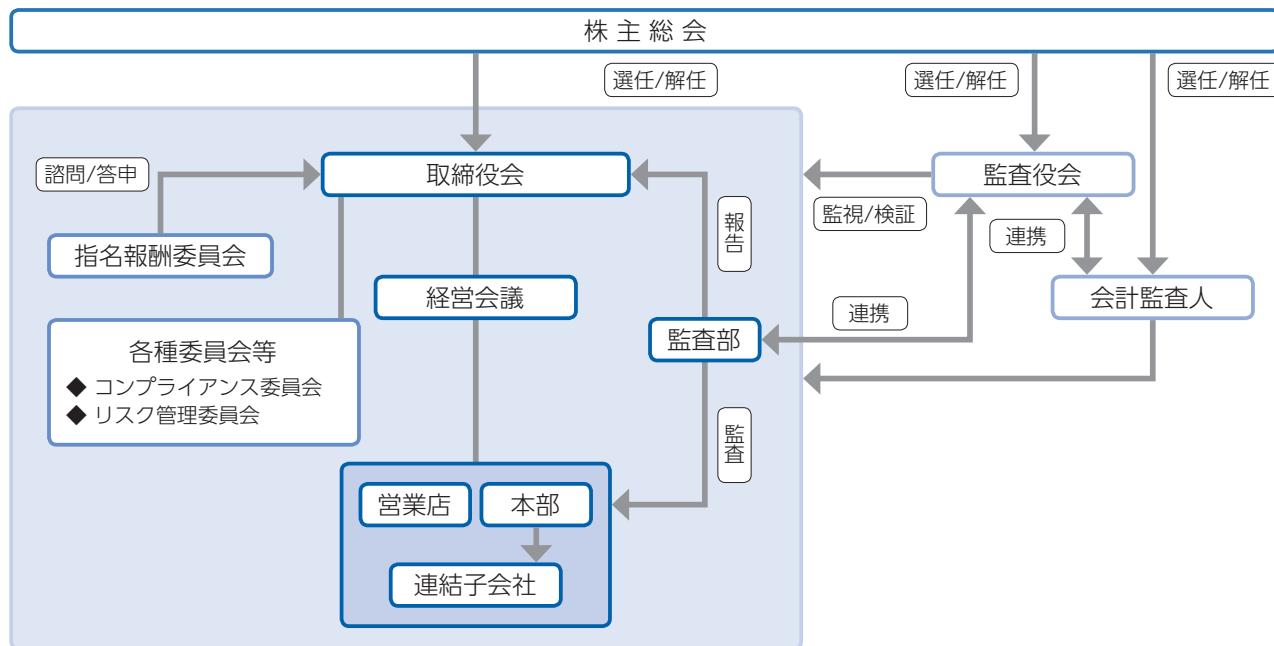
なお、本基本方針は当行ホームページで公表しております。

<http://www.kochi-bank.co.jp/about/corporate-governance.html>

<<コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方>>

- ・株主、お客さま、地域社会、職員等ステークホルダーの利益を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速かつ果敢な意思決定を行う適切なコーポレート・ガバナンス態勢を構築いたします。
- ・地域のお客さまに安心してお取引いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めます。
- ・取締役会による業務執行の監督機能を一層充実させるため、社外取締役が役割を發揮するための態勢づくりに不断に取り組みます。

<<コーポレート・ガバナンス体制図>>



<<取締役候補、執行役員候補および監査役候補の指名方針>>

- ・ 当行の取締役および執行役員ならびに監査役候補者は、以下の選任基準を踏まえ指名・選任します。

(共通選任基準)

- (1) 優れた人格、幅広い見識、豊富な知識を有する者
 - (2) 高い倫理観をもち、法令等の遵守に誠実である者
 - (3) 善良なる管理者の注意をもって、その職務を的確に遂行できる者
 - (4) 当行の経営理念のもと、持続的な企業価値の向上に資する職責を果たすことができる者
- (取締役および執行役員の選任において重視する基準)

適切な業務執行に必要な経営感覚

(社外役員の選任において重視する基準)

企業経営、財務会計、税務もしくは法律その他いずれかの専門的知見および豊富な経験

(監査役の選任において重視する基準)

適切な監査の確保に資する独立性

- ・ 取締役および執行役員ならびに監査役の解任提案にあたっては、以下の解任基準を踏まえ決定します。

- (1) 反社会的勢力と関係をもつなど公序良俗に反する行為を行った場合
- (2) 選任基準の各要件を欠くことが認められた場合
- (3) 職務の継続が困難となった場合

<<取締役候補、執行役員候補および監査役候補の指名ならびに解任手続き>>

- ・ 経営陣幹部である役付取締役の選定および執行役員の選任、ならびに社内取締役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、取締役会において決定します。
- ・ 社外取締役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、取締役会において決定します。
- ・ 監査役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定します。
- ・ 取締役および執行役員、ならびに監査役が解任基準に抵触すると認められる場合には、指名報酬委員会に諮問のうえ取締役会において解任または解任議案を決定します。

<<取締役の報酬の決定方針・手続き>>

- ・取締役（社外取締役を除く）の報酬については、基本報酬と業績連動型株式報酬で構成しており、社外取締役は基本報酬のみとしております。
- ・基本報酬の決定に当たっては、当行の業績を踏まえて、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、役位毎の責任の重さに応じて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。
- ・業績連動型株式報酬につきましても、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。

<<政策保有株式の保有方針および議決権行使基準>>

(1) 上場株式の政策保有に関する方針

地域金融機関として、当行および投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、投資先企業との連携関係の維持・拡大、地域貢献や資本コスト等の経済合理性などを踏まえて保有意義を判断し、その保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針とします。

(2) 政策投資株式の保有意義検証

政策保有株式については、保有目的に応じた便益や投資先の財務・業績等のリスク等が資本コストに見合っているか、将来の見通し等も踏まえて、投資先ごとの保有意義の妥当性を定期的に取り締役会において検証します。

政策保有の目的に照らし保有意義が薄れた株式については、配当利回りや株価の状況等の経済合理性を踏まえて適宜売却等を検討します。

(3) 政策保有株式の議決権行使基準

議決権行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点を重視し、個別に議案への賛否を判断します。

特に以下の議案については、十分な検証を行い賛否の適切性を確保します。

- ・法令違反や反社会的行為などの不祥事が発生した企業の議案
- ・取締役の解任、支配権の変動、組織改変などにより株式価値が大幅に変動することが予想される議案
- ・前事業年度決算において赤字を計上するなど、業績が著しく悪化している企業の議案
- ・敵対的買収の予防策など、株式価値の潜在的な変動要因等を発生させる議案等

株主総会会場ご案内図

株主総会は当行本店5階ホールで開催いたします。ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。



株主総会 会場

本店5階ホール

高知市堺町2番24号
当行本店5階ホール
TEL：088-822-9311(代表)



当行本店までの所要時間

JR高知駅より徒歩にて約15分、はりまや橋より徒歩にて約3分。

<お願い>

お車でお越しの株主さまは、本店南側の当行専用駐車場をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。